

SKYフレンズ マンツーマン英会話レッスン 受講約款

第1条 約款

- 1 申込者は、当約款に基づいて、SKYフレンズ 合同会社(以下「当社」と言います)に対し、英会話レッスンを申込むものとし、当約款より該当する条項が適用されるものとします。
- 2 当社が法令に反しない範囲で書面により、申込者との間で個別の特約を結んだ場合は、前項の規定にかかわらず、その特約が、本約款に優先します。

第2条 申込みと契約の成立

- 1 当社と契約を締結しようとする申込者は、当社所定の「英会話レッスン受講約款」を承諾し、当社指定のお申込書に記入し当約款の第10条に定める当社入会金を、当社に入金しなければならない。
- 2 当社がお申込書と入会金の入金確認をした時点が契約の成立とします。

第3条 申込みの条件

- 1 当約款を理解し、法令や規則を遵守できる方なら申込みいただけますが、18歳未満の方は保護者の同意が必要です。
- 2 当社が不適当と認めた場合に申込みをお断りする場合があります。

第4条 英会話レッスン内容

- 1 英会話レッスン1回分のレッスンの時間は1時間(60分)となります。30分単位で延長が可能です。延長の際は事前に講師にお伝えください。
- 2 申込者のレベル・目的をご確認させていただきましたら、講師が申込者一人一人に合ったレッスンプランをご用意いたします。また、特定の内容を学びたい、というリクエストがございましたら講師へご相談下さい。申込者のご希望もレッスナリキキュラムに加えることが可能です。

第5条 英会話レッスン予約

- 1 初回レッスンの日時は、申込者のご希望をお伺いした後、当社が設定いたします。2回目以降のスケジュールについては、講師と直接決めていただきます。

第6条 英会話レッスン場所

- 1 最寄りのカフェ等にてのレッスンとなります。最寄場所はご希望をもとにアレンジさせていただきます。
- 2 講師・申込者宅でのレッスンはいたしません。
- 3 カフェ等でのレッスンにおいてお支払いいただくドリンク代は各自負担となっております。ご自身でお飲みになられた分のお支払いをお願いいたします。(講師のドリンク代は講師が自己負担いたします)

第7条 教材について

特別に指定はございませんので、講師と相談の上ご用意ください。

第8条 英会話レッスンの変更・キャンセルについて

- 1 レッスン時間・場所の変更は、速やかに講師へご連絡ください。
- 2 レッスン開始・終了時刻はあらかじめ予約をいただきました時間にてレッスンをいたします。万が一当日レッスンに遅れてしまいますと短縮レッスンとなります。
- 3 キャンセルにつきましては、レッスン開始の12時間前までに講師へ直接ご連絡をください。12時間前までに連絡をした場合は、キャンセル料は発生しません。ただし、12時間前を過ぎてのキャンセルにつきましては、次回レッスン時にキャンセル料として1回分のレッスン料をお支払いいただけます。
- 4 講師の都合によるキャンセルについては、レッスンの12時間前にまでに申込者に連絡いたします。ただし、12時間前を過ぎてのキャンセルにつきましては、次回レッスン時に30分無料、もしくは1レッスン(60分)を1250円でレッスンをい
- 5 上記の変更・キャンセル規定に関わらず、当社または講師が理由を考慮し判断した場合はキャンセル料を請求しない場合もあります。

第9条 有効期限について

- 1 SKYフレンズ英会話会員の有効期限は2年です。

第10条 諸費用

- 1 申込者は、以下に定める費用を当社に支払うものとします。
 - (1) SKYフレンズ英会話入会金は、25000円とする。
- 2 レッスン費用はレッスン開始前に講師に直接支払うものとします。
 - (1) 1回分(60分)2500円とする。
 - (2) 延長30分単位で追加費用1250円とする。
- 3 継続をご希望の場合は当社までご連絡ください。
 - (1) 更新料25000円とする。

第11条 入会金の支払い

- 1 当約款の第10条に定める当社入会金の支払いについては、以下の指定口座へお支払いください。

銀行:三菱東京UFJ銀行 支店:中野支店 口座番号:普通 0001107
口座名 SKYフレンズ合同会社

- 2 当社入会金の支払いに伴う振込み手数料は、申込者の負担とさせていただきます。

第12条 契約の解除

- 1 申込者は、契約を解除することができます。ただし、入会金の返金はございません。

第13条 当社からの解約

- 1 以下に定める事由の一つが申込者に生じた場合、当社は催告後この約款に基づく契約を解約できるものとします。
 - (1) 第10条に定める諸費用の支払いが申込者からないとき。
 - (2) 申込者の所在が不明で連絡不能のとき。
 - (3) 申込者が当社に届けた申込者に関する情報の内容に、虚偽または重大な遺漏が発覚したとき。
 - (4) その他当社がやむを得ない事由を認めたとき。
- 2 前項に基づき当社が契約を解除する場合、申込者がすでに当社へ支払い済みの費用等の申込者への返金は一切ないものとします。

第14条 免責事項

- 1 以下に定める事項または準ずる事項に起因するトラブル・損害に関しては当社は不法行為責任その他一切の法律上の責任を負わない。
 - (1) 申込者と講師による私的関係によるもの
 - (2) レッスン中およびレッスン前後の事故によるもの
 - (3) 交通機関の事故・遅延、天変地異、地震、火災、暴風雨、戦争などやむをえない事情によるもの
 - (4) 申込者が当社の責によらない事由により何らかの損害を被る場合

第15条 個人情報の取り扱い

当社は、個人情報の保護に関する法律をはじめとする関係法令を遵守します。また、当社独自の個人情報の保護に関する指針を定め、申込者の個人情報の保護に努めます。

第16条 所轄裁判所

当約款に基づく契約の訴訟については、第1審の専属的管轄裁判所を当社の住所を管轄する裁判所とします。

第17条 約款の変更

当約款は、事情により告知なく変更することがあります。

第18条 発効期日

当約款は、2008年5月16日以降に申込まれる契約に適用します。